

② 「送検」 by 検察

警察での取り調べの末、証拠がそろい「有罪」の可能性が高いと判断されたら、君は検察に送られる。ここで検察官に詳しく事件の内容を質問されて**"起訴するか不起訴にするか"**を判断される。つまり警察官は証拠などの捜査機関。検察官は起訴・不起訴の判断と刑事裁判を行う機関なんだ。

③ 「刑事裁判」 by 裁判官

そしていよいよ裁判が始まった。裁判の構図はこうだ！

検察官

国民を代表して罪を画定し、
刑罰を要求する。

VS

被告人

無罪、もしくは有罪としても
できるだけ軽い刑罰を要求。

君は無実を晴らすこと、"無罪の獲得"を目指して裁判官に訴えた。しかし！残念ながら判決は有罪(；_；)君はこのまま無実の罪で刑罰を受けることになるのか？？

でも大丈夫！**裁判は3回まで受けることができる**んだ。これを**三審制**と呼ぶよ。最初の異議を"控訴"、2回目を"上告"と言うのでこれも覚えておこう。君は最高裁で無罪が確定したよ（笑）

第一審

- ・ 家庭裁判所（少年犯罪など）
- ・ 地方裁判所
- ・ 簡易裁判所（軽微な犯罪）

第三審

- ・ 最高裁判所
（東京都にある唯一の裁判所）

控訴

第二審

- ・ 高等裁判所
（全国の主要都市に設置）

上告

※この他に「簡易→地裁→高裁」というルートもある。